

(議) 第9号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和2年11月30日

提出者

秋田市議会議員 渡 辺 正 宏

外35名

秋田市議会議長 岩 谷 政 良 様

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。